

生産工程効率化等設備に関する命令（案）、エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令（案）及び産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令（案）に対する意見募集の結果について

令和3年7月
経済産業省
経済産業政策局
産業創造課

標記について、令和3年6月9日から令和3年7月8日まで、下記の通り広く国民の皆さまからの御意見を募集しました結果、本件に関して5件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

記

1 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

令和3年6月9日～令和3年7月8日

(2) 意見募集の掲載媒体

ホームページに掲載

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送

2 意見募集の結果

意見提出数 5件

3 寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

以上

御意見の概要と御意見に対する考え方

＜生産工程効率化等設備に関する命令（案）＞

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	売電をしない自家発電設備は生産工程効率化等設備に含まれるということで良いか。	売電をしない自家発電設備については炭素生産性等の要件を満たせば生産工程効率化等設備として税制の適用対象設備となります。
2	生産工程効率化等設備に関する命令（案）第3項の人件費に関して、管理できる範囲以外での対応は困難であると推察されるため、管理できる範囲における対応で良いか。	人件費とは、一般的には給与等の雇用によって発生する費用を指しますので、各事業者でその実態に基づき整理している考え方によって算出いただきます。

＜産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令（案）＞

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令案第二条第四号に信頼できる機関の提供する時刻とあるが、この機関とは、総務省が今年から認定を始めるタイムスタンプ認定を受けた機関を指すのか。</p> <p>仮に、総務省タイムスタンプ認定制度とは異なる基準で経済産業省と法務省が信頼性を確認するということになると、コストが増加するだけではなく、国内に異なる基準が乱立することになるので、政府で信頼基準を統一すべき。</p>	<p>産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号では、認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従って提供する情報システムに対して、債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存すること及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていることを求めています。</p> <p>記録される「債権譲渡通知等がされた日時」は、客観的に正確な時刻である必要があります。</p> <p>このため、産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令案第二条第四号では、認定新事業活動実施者が同法第十一条の二第一項に規定する情報システムにおいて第一号イの日時を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていることを求めています。</p> <p>この際、時刻の正確性を確保する要件については、総務省のタイムスタンプ認定制度など特定の技術方式に限定するのではな</p>

		<p>く、技術的中立性が確保されるよう一般的な規定としています。</p>
--	--	--------------------------------------

<その他>

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>Co2 と温暖化の因果関係は、はっきりしておらず、そもそも現在は寒冷期で温暖化より寒冷化を心配すべきとも言われているので、Co2 の排出を抑えようとするべきではないのではないか。</p> <p>ただし、発電効率の高い機器の利用は促進すべき。</p>	<p>ご意見として受け止めさせていただきます。</p>
2	<p>法人番号の指定を受けている事業者等について、申請・届出において法人番号を提示すべきであるため、様式において法人番号の記載欄を追加すべき。</p>	<p>産業競争力強化法第九条第一項の規定により新事業活動計画の認定を受けようとする者は、産業競争力強化法に基づく新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進に関する命令第十一条第一項の規定により様式第二十八による申請書を主務大臣に提出することとされていますが、当該申請書においても法人番号の記載は求めていることから、産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令に規定される様式においても法人番号は記載しないこととしています。</p>